

平成16年4月28日(水)

企業会計審議会

第3回第二部会議事録

於 共用第1特別会議室
(中央合同庁舎第4号館11階)

金融庁 総務企画局 市場課企業開示参事官室

(午後3時02分開会)

山浦部会長 時間もまいりましたので、これより企業会計審議会第二部会を開催させていただきます。今回は第3回となります。皆様にはお忙しいところご参集頂きましてありがとうございます。

本日は、公認会計士の方が関わっている業務として、監査以外にどのようなものがあるのかといった実態についてご紹介頂き、その後にI A A S B、国際監査・保証基準審議会から公表されました国際監査基準における保証業務のフレームワークについて、概要をご報告頂き、議論を進めて参りたいと考えております。

そこで、前回までの議論を少々確認させていただきます。お手元にごございます黒い表紙の資料集のインデックスの9をお開き頂きますと、前回の配付資料が綴ってございます。さらに1枚おめくり頂きますと、当部会の議論の目的に関してポイントが指摘されております。確認の意味でお目通し頂ければと存じます。そこで、国際的な基準との整合性の観点、それから監査の質を確保するための非保証業務との区別、保証業務に対する社会的理解の共通化の必要性、さらには保証のレベルの区分の必要性、こういった観点から本日もご議論頂ければと考えております。

そこで、先ず公認会計士の業務について理解を深めて参りたいと存じます。申すまでもありませんけれども、我が国の公認会計士の業務は、現状では法定監査が中心となっていると理解されております。一応お手元に「公認会計士の登録状況」という資料をお配りしております。資料1であります。これをご覧頂きますと、証券取引法監査が4,500社程度、商法監査のみの会社が6,000社程度という件数になっております。約1万社の法定監査が監査業務の中心となっていると理解できると思います。証券取引法監査と商法監査の両方を受ける会社があります。その他に、学校法人監査、それから制度的にはなくなったのですけれども、投資育成会社の投資先への監査というのがあります。ただ、先ほど事前にこの点の確認をとったところ、任意で引き続き投資育成会社の投資先への監査を受けている会社があるということを知っております。いずれにしても、監査という視点、特に法定監査という視点からの監査業務の実施状況の概要はこの通りであります。

そこで、監査業務以外の業務に関しまして、証券取引所における適時開示が拡大しております。監査人の関与についても様々な様態がございますので、まず、この点につきまして東京証券取引所の時田委員にご紹介頂きたいと存じます。時田委員、よろしく申し上げます。

時田委員 東京証券取引所の時田でございます。よろしくお願いいたします。

今お話がございましたように、私に依頼のあった内容でございますが、いわゆる現場における実態について報告して欲しいというものでございました。そこで、第1回のご審議の中で何人かの委員あるいは事務局の方から趣旨説明ということで紹介されておりましたマザーズと四半期開示の状況について報告させていただきます。

資料2 - 1でございますが、最初にマザーズの関係について報告致します。マザーズにつきましては、ご案内のように、高い成長可能性を有する新興企業に対しまして証券市場からの資金調達機会を提供するとともに、投資者には成長企業への投資機会を提供することを目的と致しまして、東証が平成11年11月に開設した市場でございます。

(2)にマザーズ上場会社の推移という表がございますが、平成13年から14年にかけてはやや伸び悩んでおりますけれども、平成15年以降は順調に増加して来てございます。本年4月27日現在では87社の企業が上場しているという状況でございます。最近になって数が急増しているという状況についてですが、昨年秋以降の証券市場の活況という問題、あるいはベンチャー企業の資金調達需要の高まりという問題、そしてこれは手前みそではございますが、東証ブランドへの期待という3点が、その要因として挙げられるかと考えています。なお、この増加傾向につきましては、今後も続くものと考えられます。

続きまして(3)でございますけれども、四半期財務諸表に対する意見表明を求めることとなった背景ということでございますが、2点ご説明いたします。1点目は、四半期業績の開示を制度化した背景ということでございますが、ご案内のように新興企業ということでございますので、従来型の上場企業に比べまして、事業の変化とか業績の変動等が大きいことが見込まれます。そういったケースの中では、我々としては、既存市場よりもきめ細かな頻度で会社の経営成績とか財政状態を示す財務情報を投資者に開示させることが適当ではないかと考えたわけでございます。

また、限定的な保証の実施を制度化した背景でございますが、投資判断材料としての財務情報を投資者に提供する上では、その適正性が確保されていることが望ましいことは言うまでもないことであります。そこで、新興企業に対する投資者の信頼を損なうこととならないよう、一定の信頼性の担保措置を設けたものでございます。この方法として、速報性とか企業の負担等を考慮しながら、欧米において行われているような必要な部分のみの限定的な保証の実施が適当であると考えたわけでございます。この内容につきましては、後ほど資料の方でご説明致します。

(4)の方に移らせて頂きます。規則的には、第1四半期・第3四半期における四半期財務・業績の概況ということを開示しなさいと、内容が固まったときにすぐに開示して頂きたいということをまず謳っております。

次のページに移りますが、その中で、意見表明の対象となる四半期財務諸表の範囲としては、こういった形の記載がございます。作成基準としては、原則としてでございますが、中間財務諸表作成基準云々ということ。それから、意見表明の手続の問題ですが、別添ということで、資料2-1の下の部分の別添をご覧頂きたいと存じます。

この中に「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」というのがございまして、これに基づく意見表明のための手続又はこれに相当すると認められる意見表明のための手続を実施することを要するという規則の立て方でございます。この別添を見て頂きますと分かりますように、前文で監査とは違うというところを書いてございます。読み上げますと、3行目ですが、「公認会計士」云々の中で、「一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める」といった形になってございます。実施者、対象となる範囲、目的というところがございまして、4番の中で、手続に関しましては、ご覧のような形で、「主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する」となっています。こうした項目につきましてこういったことをやるということでございますが、次のページの5番の項目立ての中で、報告書の記載事項というところに幾つか言葉的に並べているということでございます。「監査人は、四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書に、以下に掲げる事項を記載しなければならない」ということの中で幾つかございますが、特徴的なのは、例えば(3)の後段にございますように、「監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨」あるいは(4)ですが、「監査の場合に比較して限定的な保証を与えるものである旨」といった形で、限定的な保証を与えるのだということの中で構成されているということでございます。

一つには、マザーズということで新興企業の立ち上げの中で、その特殊性といいたし、特徴といいたし、そういったものを鑑みた時に、きめ細かな形の業績の開示の部分と、その開示された財務情報をどう担保したらいいのかということの中でこういった形を採っているということで、それがいわゆる限定的な形の保証業務と言えるということが1点ご報告の内容でございます。

次に、四半期の関係ということで、これも色々な議事録の中で出ておりましたので、少しご

紹介申し上げたいと存じます。四半期の内容につきましては、これまでの経緯と開示の実態ということについてご報告したいと存じます。

これまでの経緯の中で、平成13年8月と14年6月と書いてございますが、行政の方から構造改革プログラム、経済活性化戦略等々が出ました。その2つの中に四半期開示の推進の必要性ということが大きく盛り込まれていたということがございます。その一方で、14年6月なのですが、我々としては、そういった行政の動きを受ける形で、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表してございます。この文章には書いてございませんので、その背景を申し上げますと、基本的には企業業績が非常に短期間に大きく変動するという事例が昨今増加しているといった状況でございます。そういった中では、年2回の決算内容の開示に加えまして、いわゆる足元の業績変化をタイムリーに開示することが必要ではないかということで、そういった面では投資家のニーズということも色々なアンケート調査をしますと大きくあったということがございます。それからもう1点なのですが、このころ国際的な面で諸外国においても四半期開示制度の整備が進められていたという状況にございました。そういう中で、私どもとしても、我が国資本市場の国際競争力を維持する必要があるという観点がございました。そういう中で四半期開示制度の導入ということを目指してきたというのがこの流れでございます。ただ、段階的に、一挙に進めないというところもあるかなということでございまして、最初に行いましたのは四半期の業績の概況ということでございます。これは、15年1月に義務づけて、15年4月からやっているという状況なのですが、具体的には売上高等の開示をお願いする。売上高等の意味合いは例えば受注残高の中で、スタート致しました。各企業・各業界が何らかの形で業績に関して一つの指標として数字をお出しになって何らかのコメントをして頂きたいということでございます。

こういったことの中で1年間過ごすことと並行いたしまして、もう一つは、同じ時期なのですが、四半期財務情報の作成・開示に関する検討委員会というものを立ち上げまして、その成果物としてこの手引きというものを公表致しました。具体的には、例えば昨年度も色々やって来ている中で、上場会社の方から「四半期のB/SとP/Lを作りたいのだが、何か参考になるものはないか」といった問い合わせがあったという状況もございます。ただ、私どもと致しましては、会計基準を作るといった立場にはございませんので、一方でそういったニーズがあるということも踏まえまして、この委員会を立ち上げて、実務の中でこういった問題があるのかといった分析とか、それを解決するためにはどんな方法があるのかといったことも含めて、四半期の財務情報をつくるに当たっての実務の交通整理を行うことを目的と

して、学識経験者、発行会社、会計士、証券アナリスト等ということで様々な立場の方に委員としてご議論して頂きまして、昨年8月にQ & Aという形で実務上の参考ということで、中間財務諸表作成基準をベースに、上場会社の実務負担に配慮致しまして、一部簡便な方法を用いることを前提とした形で、四半期財務情報の作成あるいは開示に関する参考書といったものを公表したという流れがございます。

こういった流れを受けまして、第2段階ということで、本年3月に規則改正を行ったという状況でございます。15年1月、ですから前年度の4月からの第1段階の売上高等を中心とした概況という開示がスタートしているという状況を踏まえまして、第2段階、今年度からということですが、概況に加えて何らかの形の財務情報というものを四半期の中に添付して頂きたいということで、一歩進んだ形でございます。ただ、これにつきましては、例えばシステム対応ですとか、色々な問題がございます。そういうことで経過措置を設ける中で、今年度16年4月から開始する事業年度から、従来の概況に加えて財務情報というものを添付して頂きたいという規則改正を行っているという状況でございます。

こういった流れの中で実態はどうなっているのかというのが、次の表でございます。ここでまず申し上げたいのは、一番上の表の左肩に売上高等というところがございますが、これは16年3月期の第3四半期10~12月の部分、当然のことながら売上高等を1,688社の対象も100%実施しているということでございます。これに加えて概況というところで、営業利益、経常利益云々、総資産、株主資本といった項目も開示しているという会社が半数ほどいらっしゃるということがございました。あるいはbの方で概況ということに加えてB / SとP / Lを添付してきている会社があるということでございます。この比率はbの表の733社ということで、43.4%の会社が何らかの形で要約のB / SとP / Lを添付してきているという状況でございます。これを16年3月期の第1四半期と比較致しますと、参考という表との比較なのですが、例えばbでB / SとP / Lの添付ということを見ますと、参考の第1四半期の表に38.3%という数字がございます。これが第1四半期の状況でございましたが、これが第3四半期の中では43.4に上がっているということも大きな前進かなという感じがいたします。

以上が実態でございます。最後に一言申し上げたいのでございますが、例えば四半期開示に関して申し上げれば、これはワン・オブ・ゼムということかもしれませんが、こうした現場の実態と、あるいは金融審議会のディスクロージャーワーキングですとか、この場の議論がどう結びつくか分かりませんが、どういう形で適用するかという問題はあるにしても、監査に対しましてレビューという考え方をこの場で整理することは大変意義深いものである

と考えます。

ご報告は以上でございます。

山浦部会長 時田委員にはお忙しい中でいろいろ資料をおまとめ頂き、またご報告の用意もして頂き、ありがとうございました。参考になりました。四半期情報については、今後の課題でもあろうかと思いますが、具体的に情報量の拡大の実態についてご報告頂きました。心から感謝申し上げます。

続きまして、友永委員から、現在、公認会計士及び監査法人がどのような業務を行っているのか、特に監査以外の業務につきまして、それぞれの業務の性格あるいは特徴についてご報告を頂きたいと存じます。友永委員、よろしく申し上げます。

友永委員 友永でございます。私は、資料3と、それから参考資料というものが1から9まで付いているものを使ってご説明したいと思っております。

私の報告の趣旨と致しましては、保証業務と非保証業務の内容を具体的に示すことによって、この後、町田委員の方からご報告がございます国際的フレームワークの概要における概念整理にイメージを持って頂くということでございます。多くの業務につきましては、最終的な業務実施者の報告書というものが公表されていないものもございますので、公認会計士協会で作成した実務指針における報告書の文例というものを参考資料に綴っておりますので、それでご説明致します。それぞれの業務は非常に千差万別で、特殊な分野も入っておりまして、その制度的な意義や内容について詳細な説明を行うということは、具体的な実務を私はやっていない部分も多くございますので、意図しておりません。あくまで保証業務と非保証業務の具体的なイメージを示すという観点からのご説明だということをもまず申し上げておきたいと思えます。

資料3でございますが、業務という欄、財務情報を対象とするもの、それからその他と分けまして、その中を財務諸表、財務情報といった区分は、第1回目のときに町田委員の方からご説明のあったものを多少膨らました形で作っております。業務基準というのは、業務実施者がやるべき基準が何であるかということを示しております。想定される利用者につきましては、それが不特定多数か、あるいは限定された者かということに記載しております。報告書というところには、具体的な報告書、こういったものが出るのかということ、それから参考資料とのリファレンスとしまして、 から までの番号を振っております。右の方の保証

の欄では、上の方に書いてありますように、Aが合理的保証、Bが限定的保証、非保証のうち、Cが合意された手続、Dはその他という区分にしております。もとよりこれ以外にもたくさん業務を私どもはやっておりますけれども、一応IFACの国際的なフレームワークの概要に当てはめて理解していくという作業をするには適当かなと思われる業務を拾っております。

まず東証マザーズの意見表明、これはただいま時田委員から詳しいご説明がありましたので、これにつきましては具体的な報告書の文例だけ見て頂きたいと思います。参考資料の1をご覧頂きたいと思います。マザーズに関しましては、四半期連結財務諸表の作成基準と致しまして、中間連結財務諸表の作成基準に準じた基準ということでやっております。この文章の第1パラグラフは、この根拠となる「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」という規定によってこの四半期連結財務諸表に対する報告書を出す旨と、対象となる四半期財務諸表、それから会計士が行います業務の基準となる業務基準としての「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」ということを記載しております。

2番目は、先ほどの記載すべき事項のところに書いてあったことを書いてございますけれども、手続が、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠して実施される監査の場合と比較して、限定的な保証を与えることを目的として実施したものであるということ、主に会社の役員及び経理責任者への質問並びに会計資料に対して適用した分析的手続に限定されているという旨、そして意見表明には当たらないということが記載されております。

そして、最後の意見区分の部分においては、四半期の財務諸表が、中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、「有用な情報を表示していないと認められる事項は発見されなかった」といった表現で消極的な保証あるいは限定的な保証と言われる意見の内容を表しております。

資料3に戻って頂きまして、東証の被合併会社の財務諸表に対する意見表明という業務がございます。これは時田委員にご説明して頂いた方が良いのですが、上場申請会社がその上場前に重要な合併、子会社化、被子会社化等を行った場合に、比較可能性を確保するために、その会社の監査を求めるといったものでございます。往々にして新規上場申請者が合併した会社といったところがございますので、継続的な監査対象ではなかった会社の年度財務諸表が対象になるということになります。そして、それは上場申請資料でございますので、東京証券取引所が審査にお使いになるということでございます。内容としましては、監査可能であれば監査報告書が出るわけですが、先ほど申し上げたような会社の性質から、この

「意見表明に係る基準」といったレビュー相当業務で担保するという方法も認められています。

そのレビューに関する証明業務の報告書は、先ほどの参考資料を1枚めくって頂きまして、「『被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準』に基づく報告書の文例」ということで付けてございます。これも、先ほどとほぼ同様の文章で限定的な保証を付与しているということでございます。

今度は、財務諸表という形を採らない財務情報についてでございますけれども、東証の部門財務情報に対する意見表明という業務がございます。これは、上場前の一定期間に会社分割等あるいは営業の重要な譲り受けとか譲渡を行った会社、それが相当する部分、例えば分割した会社の場合には、その前の全体に含まれていた分割した部分の部門財務情報を提出させるといったことでございます。財務諸表と異なりまして、そういった部門の財務情報というのは、作成基準において部門共通資産とか部門共通損益というものがございまして、そういった配付ですとか、税金費用をどのように処理するかといった独特の問題がございまして、これについては監査を行える場合と監査を行えない場合ということがございます。その両方についてこの「部門財務情報に対する意見表明に係る基準」というものができております。監査が可能という場合がございますけれども、これは分割会社または譲渡会社の監査人である場合と、その全体を見ていた場合であれば、監査証明が出せるということ。それから、監査人でない場合であっても、実際に監査人がいて、その方の調書の閲覧等の監査手続を実施して、全体の財務諸表の信頼に関する心証を得ることができるのであれば、その中の部門財務情報についての意見表明はできるということで、監査報告書を出す場合がございます。そういった条件に当て嵌まらない場合には、レビュー相当業務として同じように報告書が出るということでございます。それが、2ページほどめくって頂きまして、参考3というところで、「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」、非常に長い言葉になっておりますけれども、こういったものが出されるということでございます。

次にコンフォートレター、これにつきましては若干詳しく説明させて頂きたいと思っております。参考資料の方を2ページほどめくって頂きまして、参考4というのがございます。これは、新規証券の発行がある場合に、引き受け契約を発行会社と締結した証券会社が引き受け責任を果たすために手続の一つとして行う、事務幹事証券会社を窓口と致しまして、有価証券届出書等に記載された財務情報の妥当性等を確かめるといった手続、それからそういった財務

情報のその後の変動状況を把握する必要があって、その調査を監査人に依頼するといったこと、これは長らく通例として行われて来ております。これにつきましては、公認会計士協会の監査委員会報告の68号というものがございまして、これによって「監査人から事務幹事証券会社への書簡」というものが作られております。これは、日本国内における募集による新株式の発行や社債の発行等に適用されまして、国外での外債の発行等の場合には、またそれを海外のそれぞれの事情に合ったものに作り、この適用はないということでございます。コンフォートレターにつきましては、消極的保証（これは限定的保証と同じ意味です）をつけるものと、消極的保証をつけないものという2つのパターンがございます。そして、その違いということでございますが、まず届出書等に記載された財務情報の妥当性に関する調査につきましては、すべて合意された手続として行います。

具体的な資料をご覧頂くとしますと、参考4を1枚めくって頂いて2ページ目の第4項でございます。「私たちは、本書簡作成のために、届出書の以下に示したページに記載されている項目の内容を閲覧した」ということで、届出書の例というところに記載されているように、「『第1 企業の概況』に記載されている『主要な経営指標等の推移』、『関係会社の状況』の記載事項」といったものを対象とするということが、発行会社、事務幹事証券会社、監査人の間で事前に合意されているわけです。そういった内容につきまして、5に記載されたような手続を実施し、その結果を述べているという形になっております。aのところだけ見ますと、「『主要な経営指標等の推移』のうち、連結経営指標等については、監査済連結財務諸表と照合した結果、両者はいずれも合致した。」と、こういった照合という手続を実施した結果を書いております。また、「『自己資本比率』及び『自己資本利益率』については、関連数値に基づいて計算突合を行った結果、誤りはなかった」と記述しております。こういったことで、実際に合意した手続に基づいた結果のみを記載するというのが、合意された手続というものでございます。

今度は、4ページ目にいきまして6というところを見て頂きたいと思います。「私たちは、本書簡作成のために、平成12年3月31日の翌日から平成12年8月30日までの期間について、以下の手続を実施した」という記載がございます。まず1番として、「株主総会議事録及び取締役会議事録の閲覧」ということが書いてあります。2番目に、月次連結財務諸表を閲覧したということが書いてあります。そして、「月次連結財務諸表が前連結会計年度の連結決算と同一の会計処理の原則及び手続に準拠し、すべての決算整理事項について実質的に同一の方法によって作成されたものである旨、説明を受けた」という記述がございます。消極的

保証を与えるかどうかの判断の一つに、月次連結財務諸表等が連結決算と同一の会計処理の原則及び手続に準拠して作成されているかどうかということがございます。そういった手続等が全く異なる月次決算をやっていらっしゃる場合には、消極的保証を付さないということになっております。3番目としては、8月30日というのが打ち切り日なのですが、「3月31日の翌日から8月30日までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一期間と比較して減少しているかどうかについて、質問した」という記述がございます。4番目としては、その「純資産額が、平成12年3月31日現在の純資産額と比較して減少しているかどうかについて、質問した」ということでございます。

その結果として、7番に書いてあるのは、「上記6.の手続を行った結果、その限りにおいては、以下に述べるがあったと私たちに信じさせるような事実は認められなかった」。これが消極的保証の文言でございます。ここで言っているのは、「7月31日までの期間の売上高及び当期純利益が、前年度の同一期間と比較して減少していること」、それから「7月31日現在の純資産額が、3月31日現在の純資産額と比較して減少していること」、「それを打ち切り日まで引き延ばしたところでの売上高及び当期純利益が減少していること」、「純資産額が減少していること」、そういったことがあったと「信じさせるような事実は認められなかった」という保証の文言を入れております。

それから、何枚か先になるのですが、8ページという記載があるところをご覧頂きたいと思っております。ここには、今の第6項及び第7項で消極的保証を与えないということで、合意された手続によつてのみの記載をしているという例でございます。同じく議事録の閲覧ですとか、質問したという事実が記載されております。

そして、7番には、「上記6.の手続を行った結果、得た回答は次のとおりであった」ということで、手続を行った結果、得た回答についてのみの記載となっております。ここにおいては何ら保証を与えていないという形になっております。

こういった合意された手続につきましては、事務幹事証券会社というのは、不特定多数の利用者ではございませんので、それなりに発行会社から情報の提供を受けるということで引き受け責任を果たすという立場にございますので、会計士の方、監査人からこういった手続を実施し、その結果の報告を受けた後、それを判断するというのは事務幹事証券会社の責任の中で行われるという形になっております。それから、こうした調査事項を何でも監査人が行うかという、そういうことではございませんので、調査対象は、監査人が職業的専門分野に関する、実際には監査の際に閲覧した証拠資料に基づく作成資料ですとか、監査で有効性

が確かめられた会計システム下で作成された資料により確認できるものだけを対象としてこういった保証業務あるいは合意された手続を行うということになっております。

調製というのは、欄だけ設けてございますけれども、さまざまな財務諸表あるいは財務情報を作成するという業務は当然あるかと思えます。

2ページにまいりまして、今度は内部統制の報告についてのことでございます。まず、内部統制の報告につきまして、「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」というものができております。これは、金融検査マニュアルの上でリスク管理体制の全般的な確認を行うということで、外部監査についても財務諸表監査のみならずリスク管理体制の監査や合意された調査手続の実施が必要という認識から、こういったかかわり方を示すものとしてこの実務指針が作成されております。

準拠されるべき基準でございますけれども、COSOのフレームワークに準拠したBISのフレームワークというのが金融機関に関する内部管理体制についてのフレームワークとしてございますので、それを基準といたします。そして、財務諸表監査における内部統制の有効性の評価というのを我々はやっているわけですが、その内部統制の有効性の評価ということは、監査人が監査意見を表明するために合理的な保証を得るために実施する実証的手続の範囲ですとか内容を徹底するために行っているわけでございます。内部統制の有効性それ自体について意見を表明するものではございません。この金融機関の内部管理体制に対する外部監査の監査相当業務におきましては、内部統制の有効性それ自体について意見を表明するといったことになるわけで、内部統制に関する実施手続というのは非常に幅広く、また監査人の知識も十分なものでなくてはならない。さらに、財務報告の検証を守備範囲とする内部監査機能を含めた内部統制が有効に機能していると認められる金融機関にしか実施できないということで、相当にきつい条件でもってこの監査相当業務を行うことができることにしております。

これにつきましては、先ほどの参考資料の後ろの方になって恐縮なのですが、参考5、「金融機関の内部統制の有効性に関する経営者報告書に係る監査報告書の文例」というものがございまして、初めのパラグラフですが、「私たちは、添付した『財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者報告書』に記載されている、××（金融機関）は平成××年3月31日現在、財務報告に関する有効な内部統制を維持している旨の経営者の言明について、監査を実施した」ということでございまして、これは「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者報告書」というものを前提としております。財務諸表監査におきまして経営者

の作成する財務諸表を前提として監査報告書を提出するのと同じ関係にございます。

この「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者報告書」というのは、添付しておりませんが、要するに有効な内部統制を確立し維持する責任が経営者にあるといったこと、それから当該内部統制には監視機能が含まれていて、認識された問題点に対しては対策が講じられているということでございます。それから、取締役会は、3月31日現在で、これは同じ時点でございますけれども、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務報告を提供するための××（金融機関）の内部統制を実際に検討したという事実、それからこの査定は、パーゼル銀行監督委員会から公表された「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」に規定されている「内部管理体制の評価のための原則」に基づいて行われている旨、その結果としまして、取締役会はこの査定に基づき、その金融機関は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務報告を提供するために有効な内部統制を維持しているものと認めるといった経営者報告書が前提としてございます。

先ほどの参考5に戻って頂きまして、その後に記載されている言葉は監査報告書にほぼ準じたような形で、経営者、それから監査人の責任といったことを記載しております。それから、内部統制についての一般的な記述の後に、監査の結果ということで、「平成××年3月31日現在、財務報告に関する有効な内部統制を維持している旨の経営者の言明は、すべての重要な点において、パーゼル銀行監督委員会の『銀行組織における内部管理体制のフレームワーク』により規定されている『内部管理体制の評価のための原則』に基づき適正に記載されているものと認める」という監査相当の文言で意見を述べております。

それから、次のページにいて頂きますと、今度は調査手続業務ということになります。これは、一定の手続を実施することについて銀行と監査人が合意致しまして、その手続を実施した結果についてのみ監査人は責任を負うという形になっております。そして、これも合意された手続の報告書でございますけれども、第1パラグラフの4行目あたり、「貴行とあらかじめ協議し定めた手続を実施した」ということでございます。そして、「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に準拠しているという記載がございます。そして、実施した手続の内容とその実施結果については、添付資料としてこの後ろに付けるということにしております。それから、この合意された手続業務というのは監査ではないということで、意見を表明するものではないということです。そういった手続の性格から、金融機関の利用にのみ供されるものであり、それ以外の目的において利用されるべき報告書ではないという意味で、利用の制限をしております。これは、金融機関の経営者が自ら内部管理

体制の説明を金融監督当局に行うためにこれを使うことまで禁止しているわけではありません。こういったものがございます。

それから、自己資本比率の算定に関する外部監査は、この合意された手続を用いて実施しているということで、ほぼ同じ形でございます。

証券会社の顧客資産の分別保管に関する定期的な外部監査も、証券会社についての指針でございまして、検証業務と合意された手続業務ということで、想定利用者としてはその証券会社と日本証券業協会に限定しております。内部統制の有効性や法令遵守に関する検証報告書というのは参考7に載せてございます。それぞれ文言は若干違いますけれども、構成的には同じものでございます。

ちょっと時間がかかっておりますけれども、資料の方の3ページ目をご覧頂きたいと思えます。ここに「Trustサービス」というものを載せておりますけれども、これは若干変わった業務でございまして、インターネットを介した電子商取引のセキュリティーやシステムの信頼性に関する内部統制についての保証を与えるサービスを「Trustサービス」と言っております。これは、米国公認会計士協会とカナダ勅許会計士協会により共同で開発された、現在世界基準となっているものでございます。我が国においても、官公庁や市町村のシステムセキュリティー対応での要請、金融検査マニュアルのシステムリスクへの対応への利用、インターネット用データセンター運用の信頼性に関する保証などのニーズがあるということで、日本公認会計士協会がAICPA、CICAとライセンス契約を締結致しまして、更に協会と会員の間でサブライセンス契約を締結して実施するというサービスで、現在サブライセンス契約を結んでいるような状況にございます。

これにつきましては、記述書に対する意見表明業務、これは監査相当業務であるわけですが、今までご説明した、例えば内部統制の有効性に関する経営者報告書といったものを前提にした業務と同じ形で、「Trustサービス」に関する記述書があるということを前提とした意見表明業務と、ここでは対象事項に対する直接意見表明業務というのがございます。

これの例としてお示ししたいということで、参考8の3ページに報告書を出しております。ここで直接意見表明業務の性格が分かるところでは、第3パラグラフで、「信頼できるシステムは、特定の環境で特定の期間、重要なエラー、失敗、障害なしに運用できるシステムである」云々ということが書いてございます。そして下の方に、「当監査法人は、株式会社Aが、Trustサービスの規準に基づいて、平成××年××月××日から平成××年××月××日までの期間において、下記事項の合理的保証を提供するために、システム

頼性に関する有効な内部統制を、すべての重要な点において維持しているものと認める」というところで、どういった点についてそれを言っているのかという命題を載せております。これが、「当該システムが、サービス・レベル定義書又は契約書の中で示している時間に運用可能であり利用可能であること」云々といったことでございます。これが直接意見表明業務のパターンとしてございますので、ここに出しております。そして、この「Trustサービス」に関する実務指針は、原則的には監査相当業務、積極保証業務、上の2つについての実務指針でございまして、そうした基準に基づいて、それに準じた形で合意された手続や助言業務ができるという規定の仕方がございます。

そして、「合意された手続業務に係る報告書」のひな形だけ5ページ目に掲載しております。合意された手続業務の場合には、通常、外部の公表ということは考えておりませんので、この最後の文章、「この報告書は、貴社の経営者のための情報又は利用を意図したものであり、他の第三者の利用を意図したものでなく、また、他の第三者はこの報告書を利用してはならない」という制限をつけるということになっております。一応、「Trustサービス」はそういったところでございます。

環境報告書の第三者審査につきましては、この欄に記載しておりますけれども、この点につきましては内藤委員が詳しいので、内藤委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

山浦部会長 内藤委員、お願いします。

内藤委員 それでは、環境報告書の第三者審査についてご報告致します。

環境報告書は、今ご紹介のありました中でも比較的馴染みやすい、企業が事業活動に伴う環境に与える影響をいかに抑えているか、あるいはそれを管理するためにどういうことを行っているかといったことに関する年次報告書でございまして、それに対する内容の信頼性を担保するために第三者が審査するという実務がここ約10年の間に急速に発展しておりまして、我が国においては昨年度、東証・大証・名古屋の上場企業のうち約450社が環境報告書を公表しているところでございます。

他方、環境省は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を現在開かれています国会に提案して、そこにおきましては環境報告書をより多くの事業会社が公表するように促進するという方向性を出しております。友永

委員がお作りになりました業務基準の中に環境省の「環境報告書審査基準」及び日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針」というのがございます。これらはいずれもその規範性がないとされています。特に環境省の方は、現在法律の中で提案されている環境報告書の作成をする、そして、その環境報告書については審査を受けることが望ましいとされていまして、環境省のホームページによりますと、環境報告書の審査に関する基準案としてはこういうものがあるが、それは法律案に定めている環境報告書審査の規範となるものではないと明示されております。また、公認会計士協会の方の指針も、研究報告でございますので、規範性は非常に弱いというわけでございます。

そこで、今日、お手元の大部の参考資料の最後から4ページ、参考9にキリンビールのものとトヨタのものを取り上げてまいりました。まず参考9の1ページ目、これはキリンビールのもので、その左側の2段落目に、環境報告書の発行が1999年で6回目となっているのですが、環境報告書に記載される情報の信頼性を確保するために、第三者検証を受けている旨の記載がございます。

そして、1ページめくって頂きますと、そこに「第三者検証報告書」といたしまして、少し字が小さくて見難いですが、「検証の目的及び範囲」のところ、「検証の目的は、2002年度の環境パフォーマンス指標及び環境会計指標が、会社が定めた環境パフォーマンス算定基準及び環境会計作成基準に従って把握、集計、開示されていることについて独立した立場から検証手続を実施し、検証意見を表明すること」と目的を定めてございます。その検証は、「保証業務に適用される国際監査基準（ISA100）に基づいて実施されている」としまして、検証手続として質問、確認と閲覧の手続がございますけれども、特にその手続を定めております6つの点のうちの上から4つ目に、少し細かいのですが、現地検証する事業所において、すべての環境パフォーマンス指標及び環境会計指標について、指標算定の基礎となる原始証憑とサンプリングによる照合により、正確性、適時性について検証し、その妥当性を検討している旨を書いてございます。そして、最後の意見としまして、「環境パフォーマンス指標及び環境会計指標は、合理的に把握、集計、開示されていると認める」という積極的な意見表明が行われています。

他方、次のトヨタ自動車の「Environmental & Social Report 2003に対する第三者意見書」の方では、その審査の目的のところでございますが、「正確性の向上に資することを主な目的として、会社と合意した手続に従って審査を行い、同報告書について独立した立場で意見を表明する」。ただし、「正確性の保証レベルについても一定の限界を有している」と書い

てございまして、審査の手續としては、情報の収集過程とその集計方法の合理性の審査、質問、閲覽、照合等の手續によつています。その結論として2つ書いてございまして、トヨタの環境報告書に掲載されている情報は適切に集計されている旨、あるいはその情報は根拠資料と矛盾していない旨、こういった形での結論の表明が行われているところであります。

その他、環境報告書に対する第三者審査あるいは第三者検証の実務では、先ほど申し上げました約450件と、それから非上場で200件ぐらい、合計650件あるわけですが、それに対して公認会計士の方々が関与されている報告件数が約50件ございます。その中では、こういった積極的な意見表明をされている場合もあれば、「調べた結果、環境報告書の情報内容を変更すべき点は認められなかった」とする消極的な意見表明が行われているケースもあります。

以上でございます。

山浦部会長 只今の友永委員には、公認会計士が行っております監査業務以外の保証業務、そして合意された手續について、我が国で行われている実務の実態を制度面の説明も含めてご説明頂きました。さらにあわせて内藤委員から、環境報告書に係る審査と言われる、これも保証業務の一つですが、この問題に触れて説明を頂きました。お二人、どうもありがとうございました。

それでは、これまでの時田委員、友永委員、さらに内藤委員のご説明を巡りまして、ご質問などありましたら、どなたからでも結構でございます。どうぞご発言ください。では、八田委員。

八田委員 一つ基本的なことで確認させて頂きたいのですが、友永委員の具体的な事例でご説明頂いた文例の中で、一つ気になることがあります。最後の意見の表明があるかないかということに絡めて、例えば現行の年次監査の場合には、これこれの手續を行い、そして基準に準拠して「適正に表示している」という、ここに価値判断が入って、意見表明を行うと結論付けられます。中間財務諸表の場合には「有用である」というように。ところが、今日、載っていた資料の幾つかの事例の中では、こういったものではなくて、例えば発見されなかったとか、準拠していたといったように単なる事実についての記載があるだけです。それだから何なのかという、担当者、いわゆる監査人ですが、その価値判断的な表明がなくても、これも意見だという理解をしていますが、それでよろしいのでしょうか。

山浦部会長 友永委員、よろしいですか。

友永委員 今回の八田委員のご質問は、例えば「四半期の財務諸表に対する報告書」のところで、「この手続を実施した限りにおいては、有用な情報を表示していないと認められる事項は発見されなかった」、これも意見かということでしょうか。

八田委員 これは、例えば「有用」という用語が入っていますから違和感はないのですが、それ以外のところで、例えば参考の2のところで、「被合併会社等の財務諸表に対する意見表明」に係る話で、「意見を表明するものではない」とあります。そして、「準拠していないと認められる重要な事項は発見されなかった」と、この部分は意見なのでしょう。監査意見だという意味での意見ではなくて、これも意見なのでしょう。

友永委員 これは、被合併会社の部分でございまして、いわゆるレビュー相当の消極的保証という位置付けをしておりますので、仰る通り意見だと思います。

八田委員 基本的に、私は、前回も申し上げましたが、一つ前提として整理して頂きたいのは、証券取引法の場合の監査の監査報告書における最終的な意見表明の文言と、会計監査人監査の場合のいわゆる標準的な文例に示されているものの意見とで、理解の仕方に差があるような気がしてならないのです。つまり、法律の先生方から言わせると、実は会計監査人監査報告書のあの個別的な意見表明方式が望ましいのであって、証券取引法監査の場合に見られる、全体を掴んで適正であるという総合的な意見表明方式というのは必ずしも望ましくないといった議論を耳にしたことがあります。逆に、これは準拠している、この部分は正しい、例えば財政状態とか、損益の状況とか、というふうに一つ一つの事実関係をもって述べているものが厳然たる意見なのだという理解をしているわけですが、私は、証券取引法のベースの監査の場合には、そういった個々のことを議論するのではなくて、全体の情報の開示の信頼性ということから、個々に述べることは返って誤解を与えるのだ、そのために全幅の信頼を投資家から得られないのだということで、個別の議論といたしますか、個別の監査人の意見というのは本来の姿ではないと理解しているわけです。そうではなくて、個別に述べていくことも、これもみんな意見で、あるいはそこに価値判断が入らなくて、事実がこうでしたと、あるいは見た限りにおいては問題がありませんでした、これも全部意見だということ、意見

というものに対する理解に大分差があるような気がします。これを整理して頂いた方がよろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

山浦部会長 友永委員。

友永委員 今回の参考2での考え方としましては、連結財務諸表全体についてこれは言っているという理解で、そこには準拠していないということはないという消極的な文言ですが、これは価値判断といえますか、「この手続を実施した限りにおいては」という限定付きでもって準拠性についての意見を述べているものではないのでしょうか。

山浦部会長 八田委員のご意見をどう扱うか。一般には保証業務を提供する公認会計士なり保証業務提供者は、ある事実を立証して自分の責任で見解を述べる、これを一般に「意見」と言っておりますので、その上で、その意見の表明のあり方としてどうあるべきかという議論と、監査以外の保証業務の場合は「意見」ではなく、別の言い方が適当ではないか、という、その間の議論については後ほどフレームワークを作る段階で検討させて頂きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

その他にご意見はありましようか。高田委員。

高田委員 友永先生の幾つかの参考文例についてお伺いしたいのですが、特に参考1以下、他も同じなのですが、例えば参考1を見ますと、限定的な保証を与えることを目的として実施したということと、もう一つは手続が質問及び分析的手続に限定されている。それで、これの関係なのですが、私の国際基準などの理解は、証拠の量がある手続を実施した結果として非常に限定されているという問題と、ある結論を導くのに一定の危険率と申しましようか、保証水準の下でやっているということと、少し混同すると具合が悪くて、分けなければいけない。つまり、言いたいことは、分析的手続が手続の中でどのぐらいの保証水準というか、危険率といいましようか、どのくらい徹底してやるのかという問題と、全体として限定的な保証をするということとは、レベルの違う問題だと理解していました。それで、ここの文例を見ると、何か続いているようで、その仕分けがきちんと出来ていないように考えられます。そのところはどのように協会としてはご理解なさっているのでしょうか。申し上げていることは分かりますでしょうか。

山浦部会長 ちょっと学問的というか、少し専門的な議論でありまして、恐縮ですが、友永委員のご判断の範囲で結構でございます。

友永委員 私としてはそういった判断の範囲でしかお答えできないといいますが、お答えになるかどうか分からないのですが、この四半期のレビュー相当業務の場合には、合理的な保証を得るということではなくて、限定的な保証を与えることを目的にするということ、まず全体としての最終的な保証水準といいますが、そのレベルを示している文言であろうと思います。そうしたものが具体的には先生の仰るように証拠の量ということに繋がっていくわけで、量、質もそうかもしれません。そして、その手段としての行われる質問、分析的な手続ということで得られる証拠の量というのは非常に限られてくるということがあるわけで、質的にも非常に限られてくる。そういったところで得られる、それを積み上げていって意見表明の基礎とするわけですが、そこで得られるものが最終的に限定的な保証を与えることを目的として設定した保証水準とマッチしてくるということが求められるわけです。その辺の表現としてここは書いているものと私は理解しておりますけれども、その辺が通じているかどうかというのはまた別の問題かもしれません。そういったことも含めまして、特にレビュー関連業務につきましては、きちんとした基準の枠組みがない中で、これは特に最初に四半期の財務諸表に関する報告ということで作ったものでございますので、いろいろと新たな枠組みの中で、これは私が担当しているものではございませんから、軽々にそんなことを言うてはいけないのかもしれませんが、やはり見直すべきものがあれば見直していくということが今回の議論の結果として出てくれば、それはそれでいいのではないかと考えております。

山浦部会長 高田委員、いかがでしょうか。

高田委員 今後議論していけばいいことだと思いますが、ある手続をこういう基準で指示しておいて、その結果得られたことが限定的な保証であるというのは、これはある意味での政策的な価値判断を含んだ話ですので、それは構わないのですが、ある手続の枠組みの中でどのぐらいのレベルの手続をとるのか。その議論と限定的な保証は自動的に繋がらないと考えていますので、そこは国際監査基準でもS A Sでもかなり注意深く分けているような気がしていますから、今後もう少し検討の中で議論して頂きたいと思います。

山浦部会長 一般的には、実証的な証拠を入手するかしないかという、そこが分かれるかぎになっていると理解されていますけれども、国際基準という話が出ましたので、池上委員、何かこの件についてご意見はございますか。

池上委員 質問、インクワイアリーと分析的手続アナリティカル・プロシージャーに絡んで、確かに今、山浦部会長がおっしゃいましたように、入手できる証拠の強さ、実証的手続によって入手する証拠、例えば売掛金の残高確認などによって第三者から入手した証拠はかなり強い証拠だと思います。これに対して、質問によって相手が答えたこと、それから分析によって数字が前年度に比べてこれだけ、例えば10%増えた理由はこうだとかというように、質問と分析的手続というのは同時に行われていくことが多いと思うのですけれども、その説明に妥当性があったかどうかといった程度の話でありますので、その説明内容を一つ一つ基礎証拠にぶつけるといった手続を行えば本当に確実なことが言えるのですが、そういう意味で入手した証拠から付与出来る保証の水準は限定的保証であるということです。これは新しいアシュアランスのフレームワークにあるリミテッド・アシュアランスに該当しますが、リーズナブル・アシュアランス、合理的保証を与えるほどではないということです。余り答えになっていないと思いますが、とりあえず、そういう意味では、ご質問の手続と保証のレベルが慎重に分けられているということで、私の感覚では、基本的には友永委員がご説明になったように証拠の質、どれだけ強いのか、弱いのか、中程度か、そういうことによって一つの保証水準で決まってくる要素にはなっているということだと思います。

山浦部会長 町田委員、どうぞ。

町田委員 今、お伺いしておりますと、非常に難しい話になってしまっているようですが、後ほどご報告させて頂く話とも関連がありますので、一言だけ申し上げさせて頂きたいと思います。問題は、そのような複雑な話ではなくて、初めに八田委員からお話のあった「意見」という言葉、「オピニオン」は、後ほど見て頂くと分かりますが、IFACのフレームワークでは限定的保証業務について「オピニオン」という言葉を使ってはおりません。日本の諸基準では、「意見」という言葉の使い方が非常に曖昧で、「意見」ということの重さや意味をやや軽視している部分があるのかもしれない。つまり、八田委員のご質問の主旨は、有用性なり適正性なりということがないにもかかわらず「意見」という言葉を使っているの

は問題ではないか、ということであったのではないかと思います。要は「我々の意見では」という文言が付くのはあくまでも合理的保証業務に関してのみではないのか、ということかと思しますので、その点は、先ほどからの学者とか実務家とか、そういう議論とは関係のない、基本的な問題提起ではないかと考えております。

山浦部会長 お手をお挙げになっているのに見逃しまして、失礼しました。

今、町田委員の方からご説明がありましたが、もう1件、今回、こちらからのご説明する資料として、国際会計士連盟の I A A S B から公表されております国際監査基準における「保証業務の国際的フレームワーク」についての翻訳を前回の部会で皆さんの方にお渡し致しましたが、今、町田委員からご紹介頂いた点を含めまして、このフレームワークのポイントを要約して頂いております。これを当部会での審議の参考としてご説明頂きたいと存じます。なお、黒表紙の資料集の7に、前回町田委員の方から提供して頂きました「保証業務の国際的フレームワーク」全体の訳文が綴っております。これを適宜参照して頂きながらお聞き頂ければよろしいのではないかと存じます。では、町田委員、よろしく申し上げます。

町田委員 時間も押しておりますので、簡単にポイントとなるところをお話しさせて頂きたいと思っております。

まず、今、お話がありました報告形式のところですが、資料4の5ページをご覧頂けますでしょうか。以前にもご報告致しましたように、この「保証業務のフレームワーク」においては、合理的保証業務と限定的保証業務ということで保証業務を分けておりますが、58項の方では、合理的保証業務として、「われわれの意見によれば」、in our opinionということで、「規準に基づいて、内部統制はすべての重要な点において有効である」という形での意見表明が行われます。これを積極的形式と言っています。それに対して59項の方では、そのような文言はなく、「本報告書に記述したわれわれの業務によれば」と、つまり行った業務によれば、内部統制が有効でないという事項は認められなかったという形での消極的形式での意見表明が行われる。このような形で区分されております。

話を最初に戻しますけれども、この資料4は、「保証業務の国際的フレームワーク」について、以前、私の方で仮訳をご提出しましたものを順に整理したものです。最初から見ていきますと、後の方で概念が説明されている部分もありますので、一つ一つ確認しながらお話ししたいと思います。

初めに戻りまして、保証業務の定義がありますが、この中に出てくる当事者は3者おります。1つは「業務実施者」。これは、保証業務を行う人、つまり会計士その他の保証業務を行う専門家になります。したがって、監査人よりも広い概念で、保証業務に関するスキルを持っているということです。次の「責任ある当事者」というのは、何に責任があるかということ、例えば内部統制であれば内部統制に責任を持っている。もしも内部統制について、当社の内部統制は有効であるという報告書を出しているとするれば、その報告書で表明した主題に係る情報、内部統制に係る情報についても責任を持つという形での責任を有する人です。そして最後が想定利用者。その保証業務の結果、作成された保証報告書を利用する人々、これを想定利用者と呼んでいます。以上の3者の関係で保証業務が定義されています。それが1ページの冒頭のところです。読みあげますと、「『保証業務』とは、主題を規準によって評価又は測定した結果について、責任ある当事者以外の想定利用者が抱くその結果に対する信頼の程度を高めることを意図して、業務実施者が、結論を表明する業務を意味する」と示されています。

そして、それに続く部分で、保証業務を区分していきませんが、その下にある、の区分が示されています。の方は以前からお話ししてきました合理的保証業務、限定的保証業務ということです。これについては、以前お配りした付録を再掲しておりますので、ここでは省略させて頂きたいと思います。その他にもう一つ、報告の方法によって保証業務を区分しています。これは報告といっても保証報告の形です。一つはアサーション・ベースの業務、もう一つが直接報告業務というもの、この2つに分けています。ほとんどの保証業務がアサーション・ベースの業務に属するかと思われませんが、これは何かといいますと、責任ある当事者が主題についてまず報告を行う、もしくは情報を提供するということです。そして、その提供した情報について業務実施者が評価・測定等を行って保証報告書を作る。例えば内部統制であれば、経営者が内部統制について「当社の内部統制は有効である」という報告書を作り、その内部統制の有効性について保証業務の実施者が評価を行って報告書を作る。それに対して直接報告の方は、仮にそのような経営者の内部統制の有効性に関する報告書がなかったときに、業務実施者が直接内部統制を評価して、その結果を保証報告書に示して、ダイレクトに、想定利用者に提供する。その他、ここでは注の形で業務環境の話などが示されていますが、そこは省略させて頂きたいと思います。

また、フレームワークでは、保証業務と非保証業務の区分が示されています。2ページですが、業務実施者が実施するものは全て保証業務というわけではないということです。保証業

務に属するものと属さないものということで、その下、12・14・15項のところで示されています。特に重要なこととしては、15項ですけれども、もしも保証業務でないのであれば、「保証」とか「監査」とか「レビュー」といった用語を用いたり、それらの業務であるかのように、つまり、保証業務が行われているかのように、想定利用者の誤解を招くようなことをしたりしてはならない、ということが規定されています。

さらに、保証業務の要素については、3ページですが、先ほど申し上げましたように、フレームワークでは、全部でここに示しました(a)～(e)の5つの項目で整理しております。その1つ目が3当事者の関係ということで、それぞれの当事者の内容を説明しています。想定利用者のところだけ補足しておきたいと思いますが、想定利用者というのは、業務実施者が作成した報告書を利用する個人、人々またはその集団ということとなっておりますが、その他に、責任ある当事者というのは想定利用者の1人となることは出来るけれども、唯一の利用者になることは出来ない、とされています。これはどういうことかと申しますと、責任ある当事者が、業務実施者との間で、ただ2当事者間でやりとりするだけでは、保証業務というものは成立しない、2当事者間で業務のやりとりをするのであれば、それは保証業務とは言わないということになります。これは、合意された手続の状況を想定して頂ければいいと思うのですが、2当事者間で手続を合意して、その結果を、結論を表明するというだけでは保証業務には当たらないということを示しているわけです。

また、「保証報告書は、すべての想定利用者向けのものであるが、場合によっては、その他の想定利用者があることもある」とされています。この文言は、例えば一般向けの報告を想定しているけれども、そのほかに例えば金融規制当局等の利用ということも考えられるといった意味で、先ほど友永委員の方から説明のありました金融機関に関してとくに要請されている業務の例などで示されていたとおりです。

そのほか、4ページですが、どのようなものが適切な主題になるのか、あるいはどのようなものが規準として相応しいのかといったものが示されています。特に(c)の適合する規準のところですが、38項、「想定利用者が、主題がいかに評価又は測定されたかを理解するために、規準は彼らに利用可能である必要がある」と示されています。これを一般投資家と読み替えますと、一般投資家が、例えば財務情報について、それがいかなる評価又は測定の結果であるかを理解するために、規準は一般投資家に利用可能である必要がある、ということになります。つまり、勝手に独自の規準に従って測定又は評価を行ったということでは、規準として相応しくないということを示しています。規準は、想定利用者の側でも把握できる、

理解可能性があるということが重要であると示されています。

(d) の十分かつ適切な証拠という部分は、一般に監査で言うところのリスク・アプローチの手法に従って順に整理されているものと思われます。このところは、この場では省略させて頂きたいと思います。

そして最後に、(e) のところで報告書の形態が示されています。報告書については、合理的保証業務と限定的保証業務のそれぞれに応じた形式で、保証報告書が作成されることになります。

I F A C のフレームワークは、以上のような形となっております。

山浦部会長 町田委員には短い時間で要点を上手くまとめて頂き、ありがとうございました。先ほど町田委員から議論の中でのコメント、それからその前に八田委員からのご指摘もありましたけれども、少なくとも国際会計士連盟でも、ここでいうフレームワークの中では、「意見」という言葉の使い方について、特に日本だけでもないのですが、不用意な使い方についてある程度の線引きをしている。特に結論というのを保証業務については出しますが、その結論をくくりに「意見」と言ったり、時々そういった用語法の混乱があるということは事実でありますし、そういったこともこれからのフレームワーク作りで慎重に対応していきたいと思っております。

八田委員 私が疑問を呈した理由がありまして、実は日本でも有名な、1978年でしょうか、アメリカの「監査人の責任に関する委員会報告書」で、通称、コーエン委員会報告書というのがございます。あれは、当時アメリカの公認会計士業界がさまざまな責任を迫られたということの1点として、あの中で「適正に表示している」という文言に対して非常に厳しい批判がありました。要するに全部をひっくるめて責任を負わなければいけないという理解が投資家から寄せられたということで、あの報告書の公開草案の段階では、「我々の意見によれば、適正に表示している」この一括、くくった用語を削除するという提言をするのです。ところが、結局そうした総合的な意見表明があることが却って社会の人々に対して安心を与えるということで、実際には残ったという経緯がありましたので、個別の事実認定のような表記をすることと、全体をくくることとは概念的に全然違うと思うのです。この辺を注意して私たちも議論すべきだなという問題提起をさせて頂いたかったです。今日の具体的に出ているものはその両方があるのではないかなという気がしましたので、指摘させて頂きまし

た。

山浦部会長 この点は若干慣習的なものが残っていますので、このあたりも検討の材料になるかと思えます。どうもありがとうございました。

その上で、町田委員から今紹介頂きましたこの国際監査基準の枠組みでは、実は前提に倫理規定がこのフレーム規定の上にあるわけで、これについては直接町田委員から言及はされておられませんでしたが、これは前回に池上委員からご指摘もありました、業務実施者が倫理上の制約を受けるのではないかと。例えば専門的な能力であるとか、あるいは独立性が要求される。こういったことがフレームワークの前提になっているということだけ、私から指摘させていただきます。

その上で、非常に抽象的な議論で、毎回、何かターゲットの絞れない議論とご理解されると、後々こちらから提案を色々出す時に、まだご理解が不足なままに先に進んでしまう可能性があります。もう少し具体的な業務現場のユーザーのサイドとか、そういった視点も含めまして、何かご意見がありましたら頂戴致したいと思います。いかがでしょうか。引頭委員。

引頭委員 先ほどの友永委員のご説明はよく分かったのですが、資料の3ページ目に環境報告書の第三者審査というのがございます。環境報告書については、これはこれでいいのですが、今度確か経済産業省が旗を振って知財報告書というのが出ると思えます。それに対する保証などはどうなっているのでしょうか。というのも、要は四半期の決算とか有価証券報告書等については、監査がありあるいはレビューになるかもしれませんが、投資家は安心して使えます。しかし、色々な種類の報告書が出て来た時に、それが正しいのか正しくないのか。では、誰が保証するのかということについて、何も議論がないままに数字が一人歩きしてしまう懸念があります。今回の知財報告書は、日本の知財戦略の中での企業の戦略を語る報告書だと理解していますので、そういう意味では非常に重要なものであると思えます。そうなりますと、これから出来るかもしれない色々な報告書等の扱いもを視野に入れて、ご議論を頂戴出来れば、投資家、資本市場サイドとしては、よりもっと使いやすいと思えます。以上でございます。

山浦部会長 これはご質問という形でしょうか。それともご意見でしょうか。

引頭委員 こうして下さいという意見です。

では、今、知財報告書では何かこういう手続は決まっているのでしょうかというのを伺いたいのですが。

山浦部会長 奥山委員、どうぞ。

奥山委員 この辺はかなり実務ベースの話にもなってくると思うのですが、会計士協会ですら今までのスタンスは、その基準があるないに関わらず、世の中が保証業務を必要としているのではないかという要望があるものについては、なるべく基本的には実験的に受けていこうということで先駆的にやってきたわけです。それが今までの積み重ねで、多少でこぼこはあるとしても受けてきたということです。多分今回の保証業務としての枠組みは国際的な基準の中で出来ていくと思うのですが、その中に当て嵌まらない事項というのは世の中ですから出てくると思います。それについては、この保証業務の基準からはみ出しても、公認会計士が一番適正なのかどうかという判断はありますが、公認会計士が一番適正だという判断があれば、やはり受けていかざるを得ないのではないのでしょうか。そういう意味では、また新たな先行的な部分というのは出来てくるであろうと思います。そのような理解はしておりますので、これは歴史的な発展からいけば、いつも残る課題ではないかなと思います。今は幾つか出来てきたので、日本ももうちょっと保証ということについて真剣に考えようということになってきたと思いますので、そこは実務として考えざるを得ないなと思っています。

山浦部会長 恐らく引頭委員のご質問ないしご意見は、そういったものをある程度将来的にも包摂するような形の議論に持っていければ、今回のこの審議も成功と言えるのではないかと思います。弥永委員、どうぞ。

弥永委員 ちょっと質問させて頂きたいのですが、法的に考えると、合理的保証と限定的保証というものの差が非常に気になるのです。今日、町田委員からご報告頂いたものを見ると、「主題及び保証報告書に記述されるその他の業務環境から見て、業務実施者の証拠収集手続の水準に見合った」と書かれておりますが、確かに財務諸表以外のものについては主題から見て合理的保証を与えられないというのはよく分かります。しかし、財務諸表に限定した場合に、例えば先ほど実証的手続を実施しないということが書かれていることから、合理的保

証は与えられていないのだなということは多少分かりますが、それ以上に、例えば「分析的手続を実施した」とか、あるいは「質問した」と書いてあるときに、どの程度のことをしていると理解して良いのでしょうか。分析的手続でも徹底的にやるものから比較的少ないサンプルを使ってやるものから色々なものがありますが、ここでイメージされている限定的保証というのは、大体情報利用者から見ると、どの程度信頼できるという意味を想定されているものなのかというのを伺えればと思います。

山浦部会長 このあたりの議論は、町田委員、何かこのフレームワーク論の中からそれに参考になるようなことはおありでしょうか。

町田委員 信頼性の程度の部分に関しては、必ずしも明らかではありませんが、報告のところで示されているように、限定的保証業務の場合、「この手続を行って」ということと同時に、結果として重要なものについては何ら発見できなかった、見た限りにおいては何も見つかりませんでした、という形の消極的形式で報告されるという点に意味があるのだと思います。それに対して合理的保証業務における積極的形式の方では「すべての重要な点について」ということで、ある程度重要な点に関しては、無限とは言いませんけれども、監査人が自らその計画を立てて、そして手続を策定して、自由にやりなさいということですから、その限りにおいて、「見つかりませんでした」と言うのでは済まないわけです。ですから、手続を全部列挙する、しないということもそうなのですけれども、その結果の表明の仕方というところの違いが重要なのではないかなと思っております。ただ、その信頼性の程度の大きさについては、このフレームワークの限りでは、まだ十分に示されているわけではないと思います。

山浦部会長 池上委員、この合理的保証と限定的保証について、特に限定的保証を合理的保証といわば差別する、そのときの今言った保証の水準についてのメッセージというのでしょうか、これについて何か特にフレームワークをつくるときに I A A S B の方で特別な議論がありましたでしょうか。

池上委員 前回、少しお話ししたと思いますが、この新アシュアランス基準の前の基準を作った時に一つの論点となりましたのは、中程度の保証を与えるための文言した。どういう表

現をすれば、ユーザーが中程度の保証と理解するかどうかという点が話し合われました。高い水準の保証であれば、ユーザーの理解という意味ではそんなに問題はないということで、中程度の保証を問題にしたわけです。中程度の保証は新しい基準では「消極的保証」の文言を使用して表現していますが、そこに至る過程として、IAPCが各国にリサーチをいたしました。日本に関しては、私がアレンジをする役でしたけれども、そのリサーチはマーストリヒト大学を中心に何カ国の学者の先生方が行われました。日本に対するリサーチですと、その対象は監査法人と個人事務所が全部で10だったと記憶しております。個人事務所、監査法人などにリサーチ機関からの質問状を渡して、各事務所からリサーチ機関に直接回答して頂きました。と申しますのは、どういう業務を行っているかは、各事務所で守秘義務等がございますし、どんな文言を使っているかにつきましても、公表されている報告書ではないことが殆どですので、秘密情報として直接リサーチを行った機関に送って頂いたわけです。

次に、信頼性の程度、保証の幅ですけれども、「消極的保証」に関してはかなり幅があったようなりサーチ結果が出ていたと記憶しております。最終的なリサーチ結果としては、どういう文言が「消極的保証」という表現よりも適切であるかという結論は出ませんでした。リサーチの結果を受けて、いわゆる「レビュー」のように、一定の中程度の保証ということの理解がユーザーに定着しているであろう「消極的保証」という表現を使用することが適切であるという結論となりました。そこで、今回の基準ではリミテッド・アシュアランスの表現として「消極的保証」を使っています。そういう意味で、合理的保証と限定的保証の一番の差は、表現方法において「消極的保証」を使うか使わないかというところが一つかなと思います。

山浦部会長 どうもありがとうございました。弥永委員、実はアメリカでも消極的保証方式が定着するまでに歴史的な幾つかの経緯がありまして、長い歴史の中で何とかユーザーが「こんなものか」ということで理解してきたというのが現実ではないかと思いますが、では数字で示せと言われても、そういう証拠もなさそうですし、このあたりの議論は確かに日本にはもっと歴史がないので、突然こういう枠組みを入れても、もしかしたら奇異に感じられるケースもあるかも分かりません。内藤委員、どうぞ。

内藤委員 先ほどの弥永委員のご質問に対して、逆に法律の立場から教えて頂ければと思います。裁判官は判決において「疑わしきは罰せず」ということを言います。判決を出す際に、

裁判官が確信に至る証拠を得られた時には判決に至りますけれども、そういうのを多分「証明」と言うのではないかと思います。もし「証明」という言葉を使うとすると、それに対して法律上「疎明」という言葉がございます。「疎明」というのは、確信には至らないけれども、合理的に考えれば確信に近いレベルまで証拠が得られたので合理的にはそのように推定できると理解できるのでしょうか。あるいは、そのさらに下には、「推定するけれども、どちらか分からない」場合に「疑わしきは罰せず」になるのでしょうか。要するに聞きたいのは、例えば「証明する」とか「疎明する」とか「推定する」ということについて、法律的にはどういう解釈がなされているのか。それがわかれば、比較として「積極的な保証」、「消極的な保証」の位置づけというのがひょっとするとできるかもしれないと思うのですが、いかがでしょうか。

山浦部会長 弥永委員、よろしいでしょうか。

弥永委員 私が答えるのが適切かわかりませんが、「推定する」というのは、反対の証拠が出でこない限りそのように扱うという意味で法律用語は使っていると思います。「証明」と「疎明」というものについても、実は最終的な結論を出すときには「疎明」では普通だめなわけです。「疎明」は、手続的な問題や派生的な問題について迅速さが必要な場合に認められるものであって、最終的な判決を出す際には、民事裁判では、2つの可能性があって、どちらが濃厚かということによって基本的には決まり判決の基礎となる事実については証明を要し、刑事裁判では、合理的な疑いを超える程度の立証がされて初めて有罪にできるというルールだと思います。ですから、「消極的保証」と「疎明」とは対応しておりません。そこで、私が疑問に思いましたのは、「消極的保証」として「認められなかった」と言うためには、実はこういうことをやったけれどもというのが具体的に挙がっていて、それで「認められなかった」と言うのだったら、分かります。分析的手続にも色々なレベルの手続があって、量にしても質にしても分析的手続の中には差があるわけですから、それをどの程度までやってくれたと考えていいのかを明確に出来るかというのが一つの問題意識だったのですが。

山浦部会長 参事官、お願いします。

羽藤企業開示参事官 保証のフレームワークということでご議論頂いております目的との関

係にもなるわけですが、そもそも監査において、監査人が果たす法的責任については、証取法、それから商法監査特例法として体系だったものとして、明確な形で存在しているという下で、実は今日友永委員から色々なニーズがあるというご紹介が現にあり、これからさらにそのようなニーズが広がっていくという中で、ニーズそれ自体については本来的に何らかの第三者による評価を求めたいという契約関係というのでしょうか、そういうものがまずベースとしてあって、そしてそのもとにおいて果たさなければならない、この場合ですと意見を表明するサイドの責任と、さらに今お話がありましたように、善管注意義務違反だ、過失責任だと言って求められるものが、一方で監査における監査証明業務に携わる監査人が求められているような責任との比較において、本来どの程度まで求められていくのだろうかということがあると思います。

その意味で、フレームワークのご議論をお願いしている目的の一つには、対象は何なのか、それからその手続、あるいは基準、そして対象者との関わり方です。先ほど倫理基準が前提になっているということでございましたけれども、これも今日、ご紹介があった町田委員の国際的フレームワークでは第4項のもとで、明らかに品質管理についての国際的な基準や倫理基準というものを満たすことが前提となった議論であります。ですから、例えば独立性ということは当然のことながら前提とした議論としてあるわけです。このように、フレームワークとして求められる要件があり、そしてその中で個別に具体的に導かれてくるのであろう当事者間の契約関係における責任をさらに上回るような形で、監査人に今求められているような法的責任と同様の責任をどの程度まで求めていくことになるのであろうか、あるいはそれに準ずる責任を求めていくことが適切な類型というのは一体どういうものであろうかといったことを明らかにしておくことが、これからいろいろなニーズがある中で、一つの意見形成が外部の人によってもたらされるという業務が市場における経済活動の中で、どの程度信頼性を得ていくことになるのかということと繋がっていくことなのだと思います。そういう観点から、整理させて頂き、議論を更にその上で深めて頂きたいと思っております。

山浦部会長　そろそろ時間がまいりました。確かに、今日、皆様のご議論戴いたこともかなり抽象的なレベルの議論にまで達しましたので、もう少し具体的な審議のたたき台をこちらの方で用意したいと思います。今、羽藤参事官の方からもありましたけれども、やはり何か目に見える形の題材というものを次回にでも起草メンバーの方で用意させて頂きたいと思えます。

次回の第4回部会は、連休が途中にございますので、5月10日月曜日の午後4時から6時、本日は3時からでしたので、1時間遅くなりますけれども、再開することを予定しております。よろしくお願いいたします。また、第5回部会は5月26日水曜日に予定しておりますけれども、後日詳細は事務局から連絡させて頂きたいと存じます。

本日の部会はこれにて閉会させて頂きたいと思います。委員の皆様には大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後5時01分閉会)